

よくあるお問い合わせ（Q & A）

★受付全般について -----

Q：受付期間（定期）はいつですか。

A：次のとおりです。市内と市外の所在区分に分けて受付を行います。

受付期間	市内業者	令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金)
	市外業者	令和7年1月14日(火)～令和7年1月31日(金)

※市内業所は、委任先（支店・営業所等）が市内にある場合を含む。

Q：提出方法を教えてください。

A：郵送又は持参により提出してください。持参された場合も、その場で審査は実施しません。申請書類の受取のみとなります。

Q：有効期間を教えてください。

A：令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

Q：今回の定期受付終了後、随時受付は可能ですか。

A：定期受付期間を過ぎた申請（郵送の場合は受付期限を過ぎた消印の申請）については、令和7年4月1日以降の随時受付となります。受付順に登録します。登録完了までに2週間程度かかります。

なお、この随時受付の場合の有効期間は、登録日（書類の受付審査後の登録処理完了日）から令和9年3月31日までとなります。

Q：集中受付申請後、登録内容に変更が生じました。

A：変更が生じた後、速やかに入札参加資格申請記載事項変更届を郵送又は持参により提出してください。

Q：複数の委任先の登録は可能ですか。

A：できません。

Q：電子申請はできますか。

A：できません。紙媒体により郵送又は持参にて提出してください。

★添付書類について

Q：チェック表は提出しますか。

A：審査の際に使用するため、提出前にチェックを入れ、申請書類と一緒に提出してください。

Q：納税証明書はいつの年度のものを用意すればいいですか。

A：最新の年度のものを用意してください。

Q：未納がありますが申請できますか。

A：未納の場合、受理できません。

Q：納税した際の領収書でも納税証明書の代わりになりますか。

A：領収書では納税証明書の代わりにはなりません。

このため、納税証明書を提出してください。

※3ヶ月以内の証明書で現在の納税状況が確認できればコピー可

Q：会社の独自様式を使用して申請できますか。

A：島田市の様式を使用してください。

なお、申請書類チェックシートに「※様式の内容を満たしていれば、他様式可」と記載がある書類は会社の独自様式を使用できます。

Q：工事経歴書や実績調書に企業秘密事項があります。

A：記載可能な範囲で作成をお願いします。（会社の独自様式を使用できます。）

★工事について

Q：受付後、経営事項審査を更新しました。

A：結果通知書の写しをすみやかに郵便又はメールにより提出してください。

※ファクシミリによる提出は、文字が鮮明に読み取れない場合がありますので、御遠慮ください。

Q：経営事項審査を更新していません。

A：工事での入札参加資格申請はできません。

なお、物品等入札参加資格申請の「小規模工事」（※）であれば申請できます。（※「申請区分分類表（役務）」の業種コード：4030）

★工事・委託について -----

Q：個人業者ですが、法人番号は空欄でよいですか。

A：空欄でよいです。

Q：システム利用届は必要ですか。

A：電子入札に新規で登録する場合や利用者登録番号の再発行を希望する場合には限り必要です。

★物品等について -----

Q：工事に関係しない業務委託（役務）を希望します。どの区分で申請したらいいのでしょうか。

A：「物品購入等入札参加資格申請」にて申請してください。島田市では、この「物品購入等入札参加資格申請」に「役務」が含まれます。

Q：経営事項審査を受けていませんが、小規模工事の登録を希望したいです。どの区分で申請したらいいのでしょうか。

A：「物品購入等入札参加資格申請」にて申請してください。島田市では、この「物品購入等入札参加資格申請」に「役務」が含まれており、この「役務」の中に「小規模工事」（業種コード：4030）が用意されています。

Q：希望する業種コードがありません。「希望業種調書」にはどのように記入したらいいのでしょうか。

A：「申請区分分類表」の中で一番近い業種コードの「その他」（品名コード：9900）を「希望業種調書」の品名コードの欄に記入し、枠外の余白に具体的な取扱い業種等を記入してください。